

# 参考資料

1. 用語解説
2. 関連計画一覧
3. SDGs(エスディージーズ)

## 参考資料1 用語解説

基本構想及び基本計画の本文中で、「\*」印をつけている用語の説明です。

	用語	用語解説	掲載頁
【英数字】	8050問題	いわゆる「8050(はちまる・ごうまる)問題」といい、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。	71
	AI	“Artificial Intelligence(人工知能)”の略語で、パソコン上の問題解決などの知的行動を、人間に代わってコンピュータに行わせる技術をいいます。	43 92
	DV	“Domestic Violence”の略称で、夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。	78
	ICT	“Information & Communication Technology(情報通信技術)”の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。	92 93
	NPO	“Non-profit Organization”の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。	20 37 41
	PDCAサイクル	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の頭文字を取ったものであり、このサイクルを繰り返すことで、目標の達成に向けて継続的に業務の効率化や最適化を行うこと。	20 89
	PFI	“Private Finance Initiative”の略称で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。	67 90
	PPP	“Public Private Partnership”の略称で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI*は、PPPの代表的な手法の一つ。	90
	RPA	“Robotic Process Automation(ロボットによる業務自動化)”の略語で、デスクワーク(主に定型作業)をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念をいいます。平成28(2016)年頃から日本で導入が始まり、生産性の向上、労働力不足・人手不足を解消するツールとして期待されています。	92
	SDGs	“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。108ページもご覧ください。	13 20

	用語	用語解説	掲載頁
【英数字】	SNS	“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。Twitter、Facebookなどが知られています。	5 22 34 92
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のことであり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。	43
【あ行】	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。	40 41
	悪質商法	一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの。	46 47
	アプリ	アプリケーションソフトウェアを指し、パソコンを使って特定の目的を実現するために活躍してくれるソフトウェアのこと。近年スマートフォンの普及により、一般的にはスマートフォン、タブレットコンピュータ、その他携帯端末で動作するように設計されたコンピュータプログラムであるモバイルアプリケーションを指すことが多い。	92
	イノベーション	技術革新という意味だけではなく、科学的な発見や技術的な発明をアイデア等と組み合わせ(結合)、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす幅広い変革のこと。	42 43
	イノベーションエコシステム	エコシステムは、元々は生態系の用語で、ある領域(地域や空間など)の生き物や植物がお互いに依存しながら生態を維持する関係のようすをエコシステムと呼び、ここでは、イノベーション*が誘発するように、地域の関係者が相互に協働、競争を続ける循環のこと。	42
	インクルーシブ	「包み込む」「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。	28 29
	インバウンド	訪日外国人旅行のこと。	35
	(公財)大阪観光局	大阪府と大阪市における観光事業の振興とコンベンション誘致、その支援等を行う公益財団法人。	35
	オープンファクトリー	つくり手が活動し、モノをつくりだしていく現場を公開し、来場者(お客様)に体験してもらう取り組み。普段はお客様を招き入れることのない仕事現場を公開し、交流をおこなうことで、自社製品や仕事に対する生の声や新たな気づきを得ることができます。	42
	温室効果ガス	地球の平均気温を上昇させる温室効果をもたらす気体のことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。	68 69

	用語	用語解説	掲載頁
【か行】	かかりつけ医・ かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬剤師	「かかりつけ医」とは、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談などができる医師のこと。「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師」についても同様です。	66 67
	ガバメント クラウドファンディング	政府(自治体)が行う寄附制度です。自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みです。	89
	通いの場	住民主体で運営され、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも一緒に参加することができ、介護予防に資する活動を行う場所のこと。	73
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化の進行により、まちづくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。	13 14 35 42
	義務的経費	地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことをいい、人件費・扶助費・公債費の3つを指します。人件費は職員の給料など、扶助費は生活保護等の対象者へ支給する費用のことで、公債費は借入金の返済費用のことをいいます。	93
	急性期医療	患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまでの間の医療のこと。	66 67
	行政対象暴力	自己または特定のものへの利益を目的として、暴力、脅迫、面会強要、その他著しく粗野な行為や乱暴な行為などにより、市や市職員に対し、違法または不当な要求を行う行為のこと。	58
	健康寿命	一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。生存期間を健康な期間と不健康な期間に分け、集団における各人の健康な期間の平均を求めて算出されます。	62 63
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。	58 59
	高機能消防指令センター	最新鋭のコンピュータと最新の通信機器を駆使して、119番通報の受信からその消防活動が終了するまでを、迅速かつ的確に行うためのシステムを備えた消防通信指令室のこと。	61
校区まちづくり協議会	議論の場又是对話の場で行われた地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*第10条の2に基づき、平成24(2012)年から市内28の各小学校区において設立されています。	16 17 21 23 84 85	

	用語	用語解説	掲載頁
【 か 行 】	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年次の年齢別出生率により、一人の女性が15歳から49歳を経過する間に子どもを生んだと仮定した場合の出生数のこと。	15
	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。	51
	高度利用	用途地域*内の市街地における土地の合理的な利用のため高層化を図ること。	53
	公民協働	市民・企業・行政が公共サービスの目的と成果を共有し、適切な役割分担に基づき新たな協力関係(パートナーシップ)を構築していくこと。	67 93
	高齢者の権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきり、認知症など的高齢者の人権を守るため、権利侵害からの保護・救済、権利行使の保障などを行うこと。	73
	高齢者あんしんセンター (地域包括支援センター)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域の皆さんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。	73
	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。	74 75
	子育て世代包括支援センター	妊娠期・出産直後・子育て期までの各ステージの様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、総合的相談支援を提供するとともに、関係機関のコーディネートの役割を果たす包括的な支援拠点のこと。本市では、保健センターにおける母子保健事業と利用者支援事業が連携し包括的な支援を展開しています。	26 27
	子育て総合支援ネットワークセンターみらい	すべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、子どもと子育てに関することや、ひとり親家庭などに関することの相談を受けつける窓口のこと。	26
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。本市では、「子育て総合支援ネットワークセンターみらい*」を中心に体制整備しています。	26
子ども・若者	施策によっては40歳未満までのポスト青年期と称される期間まで含まれる場合もあるが、おおむね0歳から30歳未満の者を指す言葉として使用され、子供・若者育成支援推進大綱(平成28(2016)年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)によって定義されています。	24 32 33	

	用語	用語解説	掲載頁
【か行】	コーホート要因法	性別年齢別の基準人口に対して、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法のこと。	15
【さ行】	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する方。	59
	産業ツーリズム	工場や産業製品、またそれらに関わる人たちとの交流や体験を通して、ものづくりの心にふれることを目的とした観光のこと。	35
	里山	人里近くにあつて、人々の生活と結びついた山や森林のこと。	38 39
	自主防災組織	大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあつて「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。	58 59 60 61
	自尊感情	自分自身を価値ある存在と認め大切に思う気持ち。	30
	児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人など)が、その監護する児童に対して行う次に掲げる行為をいいます。 ①身体的虐待…殴る、蹴る、投げ落とす、など ②性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、など ③ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、など ④心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、など	26 27
	社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々も含め、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会(地域社会)の一員として取り込み、より良い生活にむけて支え合う考え方のこと。	5 13
	住工混在	住宅と工場等が混在して立地していることによりお互いに影響を及ぼしている状態。	52 53
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。	48 49
	出張所等	市内10か所(龍華、久宝寺、西郡、大正、山本、竹淵、南高安、高安、曙川、志紀)の出張所及び2か所(桂、安中)の人権コミュニティセンター並びに緑ヶ丘コミュニティセンターの13か所を総称するもの。	84
	消費者トラブル	安全性を欠く製品・施設・サービスの使用によって消費者の生命・身体に被害が生じる事故のこと。また、虚偽や誇大な広告、その他の理由により消費者の自主的・合理的な選択が阻害され、財産的被害が生じる事態のこと。	46 47
消防団・女性分団・学生消防隊	「消防団」とは、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている地域住民が、災害発生時に非常勤特別職の地方公務員として災害に対応する組織のことをいいます。「女性分団」は女性消防団員で構成されるもので、「学生消防隊」は大阪経済法科大学の学生で組織する消防支援ボランティア(SAFETY)のこと。	60 61	

	用語	用語解説	掲載頁
【たけい】	スクラップ&ビルド	古くなった設備等を廃棄し、新しい設備等に置き換えることを指します。自治体においては、新しく組織や事業を立ち上げる際に、同等の既存組織や事業を廃止することをいいます。	93
	スポンジ化	都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。	52
	生産年齢人口	生産活動に従事する15歳以上65歳未満の人口をいいます。	3 92 93
	青少年	性別を問わず、婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く18歳未満の者。大阪府青少年健全育成条例により規定され、青少年健全育成や青少年非行防止運動、青少年を守るなどのように、多様な社会活動で使用されています。	32 33 80
	創業比率	ある特定の期間において、「(1)新設事業所(又は企業)を年平均にならした数」の「(2)期首において既に存在していた事業所(又は企業)」に対する割合であり、(1)／(2)で求めます。	42
【たけい】	ダイバーシティ経営	性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや経験、働き方なども含めた多様性を持つ様々な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーション*を生み出し、価値創造につなげている経営のこと。	44 45
	<small>たかやすせんづか</small> 高安千塚古墳群	6世紀から7世紀初頭にかけて、高安山麓に築造された横穴式石室をもつ古墳で、約230基が確認されており、明治時代にはE・S・モースやW・ガウランドなどの研究者が訪れ、海外にも紹介されています。平成27(2015)年3月に古墳の集中する約63,740㎡が国史跡に指定されました。	36 37
	地域子育て支援拠点 (地域子育て支援センター・ つどいの広場等)	公共施設や保育所など地域の身近な場所で、保育士等専門職やNPO*など多様な活動主体の参画による、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する拠点のこと。本市では、公立認定こども園併設の地域子育て支援センターと、委託型のつどいの広場等により全市展開しています。	26 27
	地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。	43 53
	中核市	地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市のこと。平成26(2014)年5月に指定要件が「法定人口が20万人以上」となり、本市は平成30(2018)年4月に移行しました。政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが、市が処理することと比較して効率的な事務を除き、中核市に対して権限が移譲されます。本市では、保健所、景観行政、産業廃棄物に関する事務等が加わりました。	2 30 63 64

	用語	用語解説	掲載頁
【た行】	中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間にとって様々な活動を支援し、NPO等への情報提供や相談などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織。	23 85
	中間的就労	心身の不調や長年就労から離れている等の理由により、ただちに就労することが困難な人に、配慮や支援が受けられる軽易な作業等の機会を提供することで、求職活動や就労を行うための準備や動機付けをする取り組みのこと。	77
	低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。	52
	同和地区住民	働く意欲がありながら、同和地区などの出身地に対する社会的偏見などの理由により働くことが困難な状況におかれている人。なお、同和地区とは歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域のこと、同和地区に居住し、又は居住していたことを理由に、現在もなお結婚差別や就職差別などの差別事象が存在しています。	44
	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。	59
	特定健康診査	医療保険者が40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とし、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するために実施する健康診査のこと。	63
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。	26
	特定保健指導	特定健康診査*の結果により、健康の保持に努める必要がある者を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣の改善に重点を置いた指導を行うもの。具体的には、健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて階層化し、「動機づけ支援」、「積極的支援」の保健指導を行います。	63
【な行】	日本非核宣言自治体協議会	核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った、全国340以上の自治体により組織された団体。昭和59(1984)年に設立され、総会、研修会のほか、様々な平和事業などに取り組んでいます。	81
【は行】	ハイリスク・アプローチ	集団の中から、より高いリスクをもっている人に対して働きかけること。	27
	パーソナル・サポート事業	就労から遠い距離にある就労困難者等に対し支援付き職業訓練や社会的居場所など独自のメニューを持ちつつ、きめ細かく寄り添い型の支援を行う事業。	44



	用語	用語解説	掲載頁
【は行】	パートナーシップ	共通の目的に向かって、対等な立場で2人以上が協力すること。	69
	ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。職場の権力を利用した嫌がらせをさす「パワーハラスメント」や、相手の意に反する性的嫌がらせをさす「セクシュアルハラスメント」などがあります。	45
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。	12 59 71
	ブランディング	商品・サービスの価値を、顧客が頭の中で想起できる“知覚された価値”に転換すること。また、顧客の頭の中にブランドを識別するためのロゴのような記号要素と知覚価値を浸透させるための活動のこと。	43
	文化財保存活用地域計画	地域の総合的な文化財の保存・活用に向け、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した基本的なアクションプランのこと。	36
	ヘイトスピーチ解消法	正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」であり、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、外国人等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進するため、平成28(2016)年に施行されたもの。	78 79 83
	平和首長会議	昭和57(1982)年ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、この趣旨に賛同する都市(自治体)で構成された機構。令和2(2020)年11月現在、世界165カ国・地域7,968都市の賛同を得ています。	81
	放課後子ども教室	未来の八尾をつくる心豊かで健やかな子どもを社会全体で育てるため、学校を活用して安全安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、放課後や週末における子どもの体験・交流活動を行うもの。	33
	放課後児童室	保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えるために設置しているもの。	32 33
ポピュレーション・アプローチ	集団全体へアプローチを行うことで、全体としてリスクの軽減を図ること。	26 27	

	用語	用語解説	掲載頁
【ま行】	マトリクス	行(横方向の配列)と列(縦方向の配列)の二次元に配置し、行と列の交点に相互の関連の程度を表示して、問題解決を効果的に推進していく発想を得ようとする手法のこと。34の施策と6つのまちづくりの目標を行と列の二次元に配置すると、一つの施策が複数のまちづくりの目標と交点があることがわかります。	11
	みせるばやお	近鉄八尾駅前LINOAS(リノアス)8Fに平成30(2018)年8月にオープンした、多彩な「ものづくりワークショップ」を通じて地域貢献を行うと同時に、ものづくりの魅力、ものづくりを担う企業の魅力を発信していく施設。	42 43
	未来の八尾1万人意識調査	住民本位の自治をさらに高め、少子高齢化を克服し、本市の特性や地域の実情に応じた取り組みを進めるため、広く市民の意見を取り入れ、どんな取り組みを充実させていくべきなのかを決める重要な基礎データとして活用するため、将来の八尾市に対する意見や市民の生活意識、満足度、ニーズ及び幸福度等を把握することを目的に平成30(2018)年に調査したものです。	4
	未利用施設・未利用地	居住や業務等適正な利用が図られるべき公有財産であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない施設や土地。 「低・未利用地」⇒た行(102ページ)をご覧ください。	90 91
【や行】	八尾市産業振興会議	事業者と市民による産業政策提言の場として、平成10(1998)年度に設立された会議体のこと。産業振興に関する提言、施策についての具体的な実施策の検討、振興条例に関する提言などの役割を果たしています。	42
	八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」	NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体、校区まちづくり協議会などの地域活動団体、社会貢献活動に取り組む事業者などをはじめとする多様な主体が、活動の連携・協働を拡大していけるようコーディネートやアドバイス、情報提供などの支援をする中間支援組織*。	85
	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	八尾市において市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方や制度について定めた条例のこと(平成18(2006)年6月1日施行)。市民が住みつけたいと思うまちの実現にむけ、地域の課題を自分の生活の問題として一人ひとりが考え、行動するために、市民と市との協働の関係を仕組みとして定め、地域力を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的としています。	2 3 12 23
	八尾の枝豆	枝豆は、大豆・野菜両方の栄養的利点を持ち、タンパク質とβ-カロテン・ビタミンCを併せ持つ特徴がある。特に八尾産は大消費地と隣接しているため、鮮度良好に加え、完熟の状態出荷できるとで粒が大きく、実がしまっていて甘みがあり、市場での引き合いも強い八尾の特産品。	34 42
	やおプロモーション	市の資源が持つ魅力を伝えるだけにとどまらず、様々な主体による取り組みや市の施策を通じて、八尾を愛する市民を増やし、市民とともに八尾市のさらなる魅力づくり・発信を進め、八尾市の活性化に繋げていく取り組み。	24 34

	用語	用語解説	掲載頁
【や 行】	八尾若ごぼう	若ごぼうは、食物繊維(サツマイモの約1.4倍)や鉄分(ホウレンソウの約1.6倍)、さらに葉にはβ-カロテンやビタミンC・Eをはじめ、ルチンが含まれる早春の香り豊かな注目の野菜で、「八尾のえだまめ」と並ぶ本市の特産品。「葉ごぼう」とも呼ばれるが、特に八尾産は、平成25(2013)年度に特許庁より地域団体商標として「八尾若ごぼう」として登録されています。	34 42
	ゆげでら 由義寺跡	由義寺は、『続日本紀』に記載のある奈良時代の寺院で、称徳天皇が道鏡と関わりの深い弓削の地に由義宮の造営と合わせて建立しました。曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査で、1辺約20mの塔基壇が発見され、平成30(2018)年2月に約10,498㎡が国史跡に指定されました。	9 36 37
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区のひとつであり、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかに分けて土地利用等を定めたもの。全13種類あり、現時点で市内には11種類の用途地域を定めています。	43 53
	要支援児童・要保護児童	要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいい、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいいます。	26
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童*、要支援児童*、特定妊婦*などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置されている会議体。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されています。	26 27
【ら 行】	歴史資産	文化財等の歴史遺産は、活用することによって地域の活性化や郷土愛の醸成に繋がるなど、本市に利益をもたらす経済的効果・価値を有していることから、歴史資産と表記しています。	7 9 24 34 35 36 37 38
【わ 行】	ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいいます。	28 44
	若者	「子ども・若者」(99ページ)をご覧ください。	33
	わがまち推進計画	校区まちづくり協議会*が暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めた計画のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*第10条の3に規定されています。	16 17 21 23 84

参考資料

## 参考資料2 関連計画一覧

関連計画とは、施策を推進するにあたり主に関連している本市の計画のことです。第6章 施策についての26ページ以降の各施策において、該当する関連計画がある場合、その計画の名称を記載しています。関連計画を掲げていない施策であっても、施策に基づく全ての事業は本総合計画の実施計画(16ページ参照)に位置づけています。

関連計画の名称及び計画期間を以下のとおり一覧に記します。なお、計画期間の定めがないものは、計画期間は空欄とします。

No	計画の名称(五十音順)	計画期間(年度)	関連する施策
1	健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画	5年6ヶ月 (H28～R3)	施策1 施策19 施策31
2	産業振興に関する提言書(八尾市産業振興会議)	—	施策9
3	新やお改革プラン及び同実行計画	4年(R1～R4)	施策32 施策34
4	寝屋川流域水害対策計画	60年(H18～R48)	施策15
5	八尾市空家等対策計画	7年(H30～R6)	施策12
6	八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	8年(R3～R10)	施策22
7	八尾市営住宅機能更新事業計画	10年(R3～R12)	施策12
8	八尾市環境総合計画	8年(R3～R10)	施策7 施策22
9	八尾市観光振興プラン	6年(H27～R2)	施策5 施策6 施策7
10	八尾市危機管理対応方針	—	施策17
11	八尾市教育振興基本計画	8年(R3～R10)	施策3 施策6 施策31
12	八尾市教育大綱	8年(R3～R10)	施策3 施策6 施策31
13	八尾市景観計画	—	施策7 施策14 施策15
14	八尾市芸術文化振興プラン	10年(H23～R2)	施策8
15	八尾市公共下水道事業経営戦略	13年(H30～R12)	施策15
16	八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版	20年(H27～R16)	施策33
17	八尾市公共施設マネジメント実施計画	4年(R2～R5)	施策33
18	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3年(R3～R5)	施策24
19	八尾市国土強靱化地域計画	5年(R2～R6)	施策17
20	八尾市国民保護計画	—	施策17

No	計画の名称(五十音順)	計画期間(年度)	関連する施策
21	八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)	5年(R2~R6)	施策1 施策2 施策3 施策4 施策26
22	八尾市災害時要配慮者支援指針	—	施策17 施策23
23	八尾市災害廃棄物処理計画	—	施策17 施策22
24	八尾市自殺対策推進計画	5年(R1~R5)	施策20
25	八尾市自転車活用推進計画	8年(R3~R10)	施策13
26	八尾市住宅マスタープラン	10年(R3~R12)	施策12
27	八尾市障がい者基本計画	8年(R3~R10)	施策25
28	八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画	3年(R3~R5)	施策25
29	八尾市消防施設に関する基本構想	—	施策18
30	八尾市消防団活性化総合計画	8年(R3~R10)	施策18
31	八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	—	施策17 施策20
32	八尾市人権教育・啓発プラン	10年(H28~R7)	施策27
33	八尾市人口ビジョン・総合戦略	8年(R3~R10)	施策5 施策32
34	八尾市水道事業経営戦略	10年(R3~R12)	施策16
35	八尾市水道事業ビジョン	10年(R3~R12)	施策16
36	八尾市生活排水処理基本計画	8年(R3~R10)	施策22
37	八尾市耐震改修促進計画	10年(H28~R7)	施策12
38	八尾市多文化共生推進計画	8年(R3~R10)	施策29
39	(仮称)八尾市地域公共交通計画	—	施策13 施策14
40	八尾市地域就労支援基本計画	8年(H26~R3)	施策10
41	八尾市地域福祉計画	8年(R3~R10)	施策23 施策24 施策25 施策26
42	八尾市地域防災計画	—	施策17
43	八尾市地球温暖化対策実行計画	10年(R3~R12)	施策22
44	八尾市都市基盤施設維持管理基本方針	—	施策15
45	八尾市都市計画マスタープラン	8年(R3~R10)	施策13 施策14 施策15
46	八尾市都市景観形成基本計画	—	施策14
47	八尾市はつらつプラン~八尾市男女共同参画基本計画~	10年(H28~R7)	施策27
48	八尾市みどりの基本計画	8年(R3~R10)	施策7 施策14 施策15
49	八尾市立病院経営計画	3年(R3~R5)	施策21
50	やお防犯計画	4年(R3~R6)	施策17

令和3(2021)年1月19日時点  
(計画名称及び計画期間は、令和3年4月1日からの表記を含みます。)

## 参考資料3 SDGs(エスディーゼーズ)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「17のゴール」と「169のターゲット」から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。また、持続可能な開発の三側面である経済、社会、環境の調和を図り、相互関連性を意識しながら取り組みを進めていくこととしています。



### 【SDGs17の目標】

- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する